

令和2年度和歌山地方最低賃金審議会
第1回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時	令和2年9月30日(水)	午後1時30分から	
開催場所	和歌山労働局6階会議室	午後2時08分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席2名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名

○事務局(嶋本)

ただ今から、和歌山県鉄鋼業最低賃金の第1回専門部会を開催いたします。部会長が選出されるまでの間、今回1回目ですので、事務局で議事を進行させていただきます。

お手元にお配りしております会議次第に従いまして進行してまいります。

まず、本日の会議の成立状況から御報告いたします。公益側委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名が御出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定に基づく定足数、公労使各側の3分の1以上又は全体の3分の2以上という要件を満たしており、本会議が成立しておりますことを報告いたします。

また、審議に当たりまして、関係労使からの意見陳述に係る公示及び傍聴希望に係る公示を行いました。意見陳述、傍聴希望ともに申出がなかったことを報告いたします。

続きまして、各専門部会の委員と事務局の紹介を私の方からさせていただきます。

お手元の資料番号1を見ていただけますでしょうか。

本来は皆様御紹介させていただきますところなのですが、昨年度とほぼ同じお顔ぶれということになっておりますので、今回、お代わりいただいた委員様のみ御紹介させていただきます。残りの方につきましては、資料を見ていただきまして御紹介とさせていただきます。

昨年度とお代わりいただいております使用者側の代表委員で、日本製鉄株

式会社関西製鉄所の芹澤全委員様、よろしくお願いいたします。

そうしましたらこの9人のメンバーということでよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の片野でございます。今年4月で交代させていただいております。それと、賃金室長補佐の宮脇でございます。同じく4月からの交代でございます。最後に賃金室長の私、嶋本でございます。昨年度から引き続きになりますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日は鉄鋼業最低賃金の最初の専門部会でございますので、事務局を代表いたしまして基準部長の片野から挨拶を申し上げます。

○事務局（片野）

委員の皆様、お疲れ様でございます。労働基準部長を拝命しております片野でございます。

委員の皆様におかれては、日頃から労働行政、特に賃金行政に非常に大きな御理解と御協力を賜りまして、この場を借りまして、まずは感謝申し上げたいと思っております。

また今回、新たに委員に御就任いただいた方、また現委員の皆様方につきましてもどうか引き続きよろしくお願いいたいと思っております。

さて、皆様方も既に御存知のことかと思いますが、明日10月1日から地域別最低賃金の和歌山県最低賃金は1円アップいたします。830円から831円となるところでございます。本審において労使の皆様方に非常に大きな御協力いただきまして今年度答申いただいたということでございます。

その上で、本日から鉄鋼業の特定最低賃金について、また少し長い時間になるかと思いますが、御協力いただきまして御審議をいただきたいと考えております。地域別最低賃金とは若干性質が異なるところでございます。特定最低賃金の性質が若干異なるところでございますけれども、基本的には労使の皆様方のイニシアチブを十分に発揮していただきまして、また十分な御審議を尽くした上で納得できる形で、出来れば昨年度と同様に全会一致で結審を目指したいというふうに考えているところでございます。また年内の発効というところを着地点といたしまして御審議を進めていただければ大変あ

りがたいことだと思っております。

いずれにせよ委員の皆様におかれましては、10月以降、コロナからまた少しずつ復旧していく中でいろんな会合が多い多忙な時期であろうと思っております。ところでございますけれど、日程調整等をはじめ円滑な審議会の運営にぜひとも御配慮いただきまして、また御協力いただければありがたいと思っております。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局（嶋本）

それでは、議題に入る前に、お配りしております資料の説明をいたします。

令和2年度版最低賃金決定要覧ですが、本審委員の方はすでにお渡ししておりますので、本日、専門部会のみの方には机上にお配りしております。

次に資料の綴りですが、資料番号1は、先ほど御覧いただいた鉄鋼業の専門部会委員の名簿です。

資料番号2は、専門部会運営規程で、こちらは、のちほど説明させていただきます。

資料番号3は、最低賃金審議会令の抜粋ということになっております。会議成立の定足数などに関する箇所、重要な部分についてはアンダーラインを引いておりますので御参照いただければと思います。

資料番号4は、答申の日と効力発生日の関係性を示した一覧表ということになっております。最低賃金法第11条では異議申立期間として15日間おこななければならないとされており、第14条では、最低賃金改正決定の官報公示から30日経過後にその効力を生ずるということになっております。10月29日までに答申をもしいただければ、最短で12月30日に発効ができるということになるのですが、土日を挟む関係で、10月30日から11月1日の答申だと12月31日の発効、11月2日以降ということになると年を越して1月1日ということになります。

次に、資料番号5を見ていただけますでしょうか。こちら最低賃金の金額と発効年月日の和歌山県の推移を示したものということになっております。左から地域別、鉄鋼業、百貨店、総合スーパーという並びになっておりますが、特定最賃の過去の発効年月日を見ていただきますと、12月30日というのがほとんど

どということになっております。10月中に比較的早く答申をいただいて、もう少し早く発効できる場合でも、発効日を12月30日に日を指定してそろえていた経緯というのがあるようですので、参考にしていただければと思います。

このように官報公示から30日経過後であれば、任意の効力発効日を指定することもできまして、これを「指定日発効」と呼んでおるところでございます。

一方で、答申日が遅れて、発効日が12月30日より遅くなる場合は、最短の日、つまり官報公示から30日経過直後を発効日として処理をしているということになります。

例年は、10月中に専門部会を3回ないし4回程度で結審をいただいております。本日1回目の後、2～3回程度ということで、この後の審議の中におきまして専門部会の日程を御検討いただきたいと思います。

できるだけ全会一致に向けて、お互いに御努力をお願いしたいと考えておりますけれど、予定した日程で、仮に全会一致に至らなかった場合、合意に至る目途等があるのであれば、更に日程調整して専門部会を続けまして審議を続けるという選択肢もございますが、ある程度、専門部会として審議を尽くしても合意に至らない場合には、専門部会として一旦採決して結審した後に、本審を招集して、その結果を採決するという判断もあろうかと思っております。とはいえ特定最低賃金は全会一致が基本とされておりますので、全会一致に向けた御努力を重ねてお願い申し上げます。

なお、先日の本審におきまして、専門部会で全会一致で結審した場合は、これをもって審議会の決議とするという旨の議決をいただいておりますので、併せて御承知おきいただきたいと思います。

次に、資料番号6は、和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する実態調査の結果報告書になっております。この報告書は、審議会資料として用いるために、鉄鋼業最低賃金の適用を受ける事業場につきまして、今年6月1日現在の労働者の賃金の実態を調査して結果をまとめたものということになります。

報告書は目次に記載のとおり、1ページは用語の解説、2ページは50円刻みの総括表、3ページは賃金分布表、4ページはパート労働者のみの総括表、これも50円刻み、5ページはその分布グラフ、6ページは1円刻みの総括表、7ページは賃金引上額率と影響率の関係表という構成にさせていただきます。

県内の鉄鋼業のうち、事業場規模100人を超える事業場を除く13事業場を対象に調査したのになっておりまして、回答を得られた事業場の集計結果になっております。経済センサス等のデータに合わせまして、327人まで復元しております。

資料を具体的にみますと、2ページの総括表(1)になりますけれど、これは50円刻みになっておりますが、例えば現在設定されております和歌山県鉄鋼業最低賃金額の948円は、時間当たり所定内賃金額欄の900円から949円以下のところに該当しますので、累計労働者が5名、累計構成比が1.5パーセントのところに該当しているということになっています。

また、3ページの賃金分布表(2)は、これも50円刻みになっておりますが、最も多くの労働者が存在するところの賃金額は、時間当たり所定内賃金額欄の1,050円から1,099円、6番目になるのですが、この部分のところで45人、次に多くの労働者が存在するところの賃金額は、時間当たり所定内賃金額欄のもう少し下になりますが、1,300円から1,349円のところで33人ということになっています。

それと、表の下の方には、月平均賃金額は226,153円、時間当たり平均賃金額は1,350円、一人当たりの月労働時間数は167時間という結果となっております。

4ページの資料はパート労働者のみの総括表です。統計上、パート労働者の労働者数は、9人ということになっておりますので、全体に占める比率は2.8パーセント程度ということになっております。

5ページのグラフは、50円刻みで賃金分布を表したものであるということになっております。ブルーの棒グラフが去年、令和元年度の数字。オレンジの部分が令和2年、今年度の数字となっております。

6ページは、1円刻みの総括表(1)になっております。現在の和歌山県鉄鋼業最低賃金額948円未満の労働者が統計上5名存在しますが、調査票において時給948円未満の記載となっている労働者が2名含まれておりましたので、これを復元した結果5名となっております。

7ページが賃金を1円から32円引き上げた場合のそれぞれ1円刻みの引上げ率と、影響率の関係ということになっております。人数としてはここまで12人ということになっておりますけれど、4ページの資料等と合わせてみますと、

パート労働者だけではなく、一部、一般労働者も含まれているということとなっております。

資料番号7は、鉄鋼業関係の全国の最低賃金の一覧表でございます。右下のところになりますけれど、和歌山県の948円のところにアンダーラインを入れておりますので、御参照いただけたらと思います。

資料目次の中には入れておりませんが、今後の審議日程を検討していただくための委員の皆様へ先日聞き合わせをさせていただきました日程をまとめさせていただきますものを付けております。

以上、配布資料の説明をしてまいりましたが、何か御質問等がございますでしょうか。

〈質問等なし〉

特にならなければ、議事の方に入らせていただきたいと思います。

まず、議題の1点目、部会長と部会長代理の選出でございますが、最賃法第26条第4項の規程では、公益を代表する委員の中から委員の選挙により選出するという事になっております。

当部会では、従来から公益委員の中での互選により選出していただいておりますので、今回もこの方法により選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

部会長、部会長代理の選出につきまして、公益委員の皆様方で協議していただいた結果について、金川委員から発表していただけますでしょうか。

○金川委員

先日、公益委員の会議において協議をいたしました結果、部会長を私金川、部会長代理を富山委員ということで担当することになりました。お願いします。

○事務局（嶋本）

ありがとうございます。それでは、公益委員で御協議をいただきました結果、部会長は金川委員、部会長代理は富山委員ということで、お願いいたします。

それでは、部会長を選出していただきましたので、これ以降の議事の進行は部会長にお願いすることになります。

それでは部会長、よろしくお願いいたします。

○金川部会長

では、これ以降の審議は私の方で司会進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お手元にあります会議次第に基づきまして議事を進めて参ります。

議題の（１）は終了しましたので、議題次第の（２）、議事録署名委員の指名を行います。

公益側の議事録署名委員は、部会長がこれに当たることと運営規定第6条に定められております。労側と使側の議事録署名委員についてお示しいただきたいというふうに思ひます。労・使それぞれ1名、御推薦いただけますでしょうか。

まず労働者側いかがですか。

〈柳谷委員を推薦〉

では、使用者側いかがでしょうか。

〈和歌委員を推薦〉

では、議事録署名委員は部会長のほかに労働者側は柳谷委員、使用者側は和歌委員といたします。

なお、会議を非公開にした場合に作成する議事要旨については、署名委員による内容確認のみで、署名は省略することとなっておりますので、この点御了承ください。

では次の議題であります専門部会運営規定の確認を行いたいと思ひます。議

題（３）ですね。

まず事務局から運営規定の説明をお願いいたします。

○事務局（嶋本）

専門部会の運営規程について御説明いたします。先ほど御覧いただいた資料番号２を再度御覧ください。

〈運営規定の概要を説明〉

以上、運営規程の概略を説明いたしましたが、この運営規程の第５条「会議の公開」に関連しまして、会議及び議事録は、原則公開ということになっておりますが、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合ということで、金額審議に関する部分のみ非公開として、傍聴者があれば退席していただくということで、従来、対応していただいているところでございまして、本審でもそのような形で運営しております。

本年度の鉄鋼業専門部会につきましても同じように、会議全体は原則公開としまして傍聴者の募集を行い、金額審議に係る審議をする場合のみ非公開として傍聴者に退席をしていただくということで提案させていただきます。

以上です。

○金川部会長

ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありました運営規定についてですけれども、まず何か御質問であるとか、御意見がございしますか。大丈夫でしょうか。

〈質問・意見なし〉

では、特に意見ないようですので、専門部会運営規定が承認されたものといたします。今後の部会運営については、最低賃金法、最低賃金審議会令及び本運営規定により運営をしていくということにいたします。

続きまして、運営規定に関連して、先ほど事務局から運営規定第５条に規定

されている専門部会の公開についてですね、金額審議に関する部分のみ非公開、原則公開だけれども、金額審議に関する部分のみ非公開にするとの御提案がありましたけれども、こちらについても何か御質問であるとか御意見はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

〈質問・意見なし〉

では、特に異議等なければ今年も昨年同様、金額審議部分を非公開ということにいたしたいと思います。

議題の（３）は以上になりまして、議題の（４）ですね。今年度の審議の進め方について検討したいと思います。

まず、意見聴取ということなのですが、会議の冒頭に事務局から報告がありましたとおり、意見聴取の公示に対して意見陳述の希望はなかったということになります。これとは別に労使で例えば外部から関係者を招聘して意見陳述等は予定をされてますでしょうか。例年は特に取っておりませんが。

労側は。使側は。大丈夫ですね。

〈労使とも予定なし〉

では、意見聴取の予定はないということにしておきます。

次に日程について審議をいたします。事務局から今後の審議日程について御提案をお願いいたします。

○事務局（嶋本）

お手元にあらかじめ各委員様に伺った予定表、A3の一覧表を入れさせていただきます。

先ほど申しましたように、効力発生日に留意する必要がございます、例年は12月30日発効を目指してさせていただいているところですが、もし12月30日までに発効するのであれば、今年はですね、資料番号4を併せて見ていただけたらと思うのですが、10月29日（木）中に答申をいただく必要がございます。

日程の提案につきましては、先日もファックス等で連絡させていただいたところですが、なかなか全員の予定が合う日時がないので、なるべく欠席者が少ない日時とか、各代表で欠席は1人までの日時、部会長が出席できるかどうかなどを考えまして候補日時をこの一覧表の中で薄緑色でマーキングしております。また、今のところ原則として夜の時間帯は外してマーキングさせていただいております。

もちろん事務局といたしましては、回数や期日を制約するものではございませんので、マーキングを参考に御検討いただきたいと思っております。ちなみに今日の日程を決めさせていただいた時に御案内させていただいている2回目以降の候補の日程としては、10月7日（水）9時から、10月19日（月）15時30分から、それから10月22日（木）9時からということで案内させていただいているところでございます。

それとですね、先ほど12月30日までの発効の場合は、10月29日までに答申いただく必要があると申し上げたところですが、本審の方の日程を調整させていただいている中で、本審が10月29日に実施するのが難しい状況になっております。今のところ10月27日（火）の午後から本審を、百貨店、総合スーパーとの絡みもございまして開催する予定ということで考えておるところでございます。ですので、もし全会一致に至らなかった場合に10月27日までに採決いただけるようであれば、本審に諮りまして12月30日発効を目指すことが出来るということで御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

〈各委員の予定を確認し、審議日程を検討〉

○金川部会長

では確認させていただきます。第2回目が10月7日午前9時からということで。そして第3回目が10月19日（月）16時から。第4回目が10月22日（木）9時からということですね。

5回目は要りますか。

〈意見なし〉

というところで、一応第4回まで決めたいと思います。
事務局、これでよろしいですか。

○事務局（嶋本）

大丈夫です。

○金川部会長

本日、足立先生欠席されておりますので、欠席された委員には事務局から御連絡をお願いいたします。

他に審議の進め方について御意見等ございますでしょうか。

〈意見なし〉

他にないようですので、次の議題に移ります。議題（5）です。産業別最低賃金を取り巻く状況についての意見交換ということになります。産別最賃を取り巻く状況、金額審議にあたっての基本的な見解等について、意見交換を行っていきたいと思います。

事務局から提案のありました賃金実態調査の結果報告等の資料等も御参考にしていただきながら御意見交換をお願いしたいと思います。

労側、使側の順で御意見お伺いいたします。

では、労側からよろしくお願ひいたします。

○柳谷委員

私の方から報告させていただきます。まず我々を取り巻く状況等について述べさせていただきたいと思います。

足元ですね、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい企業があることは十分承知しております。しかしながら、今後、生産年齢人口が減少していく中で、我々鉄鋼産業の発展のためには、やはり優秀な人材の確保が欠かせない。優秀な人材を確保するためには産業としての魅力を高めていかなければならないということで、やはり適切な産別最賃が必要不可欠であると考えていると

ころでございます。

またこれは常々申し上げていますが、御承知のとおり我々鉄鋼産業は他の産業に比べて非常に高い技術、熟練度を要する産業であります。現場環境も非常に危険作業が多く、肉体的、精神的にも負荷が高いことから、当然それに見合った賃金が必要であると考えております。

こういったことを踏まえて我々としては、和歌山県におきまして地賃に対する鉄鋼最賃の優位性についてこれからも確保していきたいと強く思っております。

ただ、冒頭申し上げましたコロナウイルスの関係で本当に環境が悪くなっているところは我々労働側も感じておりますので、そういったことも踏まえ、鉄鋼、他の都道府県ですでに結審されたところもあると聞いていますので、そういったところの状況も見ながら、2回目以降、事務局からいただきました資料を基に労働側で検討して2回目に金額提示を行っていきたいと考えております。

以上です。

○金川部会長

結審されたところがあるということなので、情報を集めていただいて2回目までに資料提示いただければと思います。お願いいたします。

労働側よろしいですか。では使側お願いいたします。

○和歌委員

本審でも実は話させていただいたのですが、コロナ禍については今までとは状況が違うと思っております。処方箋がそもそも書けていない。今、新聞紙上なんかでは良くなったと表現がされていますが、落ちるところまで落ちていってあとは上がるしかないというふうな良くなっただと思っております。そういうふうな中で我々としては、決して今の状況の中で引き上げられるような状況というのは、なかなか難しいのかなと思っております。

コロナの状況については、私、申し述べさせていただきましたが、業界につきましては、労働側の皆さんのほうが私よりさらに詳しいと思いますし、また、できたら芹澤さんや橋本さんのほうからもお話いただけたらと思います。

○芹澤委員

鉄鋼業界全体については、コロナ以前から構造的な不況が続いておりまして、世界的にみると中国が台頭してきているという中で、輸出マーケットが荒らされている。その余波を受けて国内のマーケットもかなり荒らされてきていて、鉄鋼業界全体で元々業績苦しい状況があった中での今のコロナの影響ということでございますので、そもそものところでなかなか賃上げということに結び付くということが難しいのではないかと考えておる次第です。

加えて、和歌さんからもおっしゃっていただきましたけれども、今、足元コロナで回復しているといっても、第2波第3波の懸念もまだあるという中で、先々見据えたところの賃金引上げというのは慎重に議論していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○金川部会長

ありがとうございます。では公益の方から。

○富山委員

今、コロナの影響でということなのですが、特定最賃の方の鉄鋼業の関係については、今日資料いただきましたが、影響率というのは他の業界に比べて低いというか、だいぶ水準が高いので、その辺のことも十分に考慮していただいて、また次回で金額を出していただければと思いますけれども。

○金川部会長

私も富山先生と同じような見解を持っております。いろんな状況を見据えた中で難しい議論をしていかななくてはならないのですけれども、特に特定最賃というのは和歌山県をリードする産業を中心としているということ、そして基本的には労使のイニシアチブで全会一致を目指すというのが趣旨になっていきますので、第2回目、第3回目までの間に、十分労使でお互い歩み寄っていただいた上で、本年も考えつつ最善の議論をできればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に労側、使側から補足的にございますか。大丈夫ですか。

〈意見なし〉

では、時間の関係もありますので、本日の意見交換についてはこれぐらいにしておきたいと思います。

議題の(6)その他の議題として何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

事務局はいかがですか。

○事務局（嶋本）

特にはないです。

○金川部会長

特にはないようですので、本日の会議はこれで終了いたします。

第2回目の会議は、先ほど御提示いたしましたように10月7日水曜日の9時からということで、場所はここ和歌山労働局3階会議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

では以上で終了いたします。ありがとうございました。